

議会における  
ハラスメント調査対策に関する  
報告書  
  
(ハラスメント調査対策特別委員会)

令和7年第212回浦添市議会（3月定例会）

浦 添 市 議 会

ハラスメント調査対策特別委員会  
議会におけるハラスメント調査対策に関する  
報告書

目次

1. ハラスメント調査対策特別委員会設置の経過について	
(1) 委員会設置の経緯	1
(2) 委員会の設置	1
1) 調査事項	1
2) 調査内容	1
3) 委員の定数	1
4) 委員の氏名	1
2. ハラスメント調査対策特別委員会の開催状況について	
(1) 本特別委員会の開催状況	2～5
3. 本特別委員会の審査の経過及び結果	5
4. 結びに	5～6
5. 資料	
・浦添市議会ハラスメント防止条例	

# 議会におけるハラスメント調査対策に関する 報告書

## 1. ハラスメント調査対策特別委員会設置の経過について

### (1) 委員会設置の経緯

令和5年8月に、市執行部による全庁的なハラスメントアンケート調査が実施された。

この調査において、ハラスメントの加害者を問う項目に、議員によるハラスメント被害があったことから、議会運営委員会の会議を経て、令和5年9月27日の第206回浦添市議会定例会（9月議会）において、議会におけるハラスメントの調査対策について協議するため、ハラスメント調査対策特別委員会が設置され、当該調査対策が行われることとなった。

### (2) 委員会の設置

本特別委員会は、令和5年9月27日の第206回浦添市議会定例会（9月議会）において、議会におけるハラスメント調査対策を付託事項とし、9人の委員による構成で設置されている。

#### 1) 調査事項

議会におけるハラスメント調査対策を行う。

#### 2) 調査内容

議会におけるハラスメント調査対策に関する経緯及びその防止に関する事項の対策を行う。

#### 3) 委員の定数

9人（令和5年9月27日設置）

#### 4) 委員の氏名

委員長 上原 聖也

副委員長 當間 左知子（令和6年5月1日辞任）

委員 大城 翼（令和6年5月20日副委員長就任）

委員 仲程 淳也

委員 仲間 烈

委員 松下 美智子（令和6年6月3日辞任）

委員 又吉 健太郎

委員 仲村 直子

委員 當間 清春

## 2. ハラスメント調査対策特別委員会の開催状況について

### (1) 本特別委員会の開催状況

本特別委員会は、令和5年9月27日の設置から令和7年3月7日まで、合計10回開催され、この間、議会におけるハラスメント調査対策に関して、多様な観点から本件の対策に取り組んだ。

回数	開催日	調査の内容
第1回	令和5年9月27日	正副委員長の互選を指名推選で行い、上原聖也委員が委員長に、當間左知子委員が副委員長に選任された。 また閉会中継続審査の申し出を行うことを決定した。
第2回	12月19日	①浦添市ハラスメントアンケート調査集計結果の議員から受けた件数を確認する。 ②35件のアンケートの内訳については、どこまで出せるのか具体的でなくても大まかでもいいので、職員課と調整する。 ③庁舎内で行ったハラスメントのアンケートは、何の目的で行ったか確認する。 ④視察については、本委員会の議運以外の委員4人追加し、議運の視察と一緒にいくことを議長に申し入れすることが決定された。 ⑤研修については、議長に申し入れし全議員を対象に行う方向を進める。日程と講師については正副委員長一任で行う。委員より、視察前に研修をお願いしたい要望もあった。 ⑥市議会議長会などに議員向けのハラスメントに関する研修の動画があるか確認する。 以上の事項が協議された。
第3回	令和6年3月13日	①配布資料2ページのハラスメントの具体的内容について、全議員に資料配布するよう議長に申し入れし、議長から全議員に配布してもらう。 ②議長に申し合わせを6月定例会までに申出を行うため、正副委員長で申し合わせ案を作成し、4月に研修を行ったあと、5月にもう一度委員会を開き、委員会で追加するなり削除するなり協議を行う。

	日	<p>③ハラスメント研修については下記のとおり決定した。  時期：令和6年4月19日（金） 研修の時間は正副委員長一任と決定した。  場所：全員協議会室 レイアウトについては正副委員長一任と決定した。  その他の項目は、配布資料のとおり。</p> <p>④6月定例会までに申し合わせを作成するため、次回開催する委員会の日程は正副委員長に一任とする。  以上の事項が協議された。</p>
第4回	5月20日	<p>當間左知子副委員長の辞任に伴い、副委員長の互選を指名推選で行った結果、大城翼委員が副委員長に選任された。</p> <p>①浦添市議会におけるハラスメント防止に関する申し合わせについては、条例にするのか申し合わせにするのかは、会派持ち帰りとなった。</p> <p>②議員が職員や有権者から受けるハラスメントの対応の範囲を明確化する。</p> <p>③申し合わせ（案）については、議員が職員から受けるハラスメントの防止の規定が無いため、その規定を調査、研究し次回の委員会までには案を準備する。</p> <p>④申し合わせ（案）で、これはいらぬのではないかという文言があれば声かけをお願いしたい。</p> <p>⑤1人欠員となっているため、委員長で新しい委員を入れるなどの調整をする。  以上の事項が協議された。</p>
第5回	6月21日	<p>①浦添市職員ハラスメント防止等規程の第1条に記載されている職員の定義を確認。</p> <p>②職員から議員にハラスメントがあった場合は、議会の機関として認定し、議長名で、市長に対し申し入れをし、ハラスメントを行った職員の事案について検証させ、事実だとするなら処分をする内容を文言に入れる。</p> <p>③調査委員は、公平性を担保されないといけない。所属会派関連の人がハラスメントをした場合は、その会派からは調査委員は出せない文言を入れる。</p> <p>④第三者相談窓口の設置について文言を入れる。年間費用も確認。</p> <p>⑤できれば条例を目指してやるという方向で、各会派で相談してもらう。  以上の事項が協議された。</p>

<p>第 6 回</p>	<p>9 月 24 日</p>	<p>①職員課長に外部相談窓口の相談実績の報告希望あり 1 件について、資料提供ができるか確認する。</p> <p>②外部相談窓口の相談実績が少ないことについて、職員課の見解を確認する。</p> <p>③浦添市職員ハラスメント防止等規程の相談範囲を議員についても追加できるか確認。</p> <p>④浦添市議会ハラスメント防止条例（案）の上程時期については、12 月定例会を目標とする。</p> <p>⑤浦添市議会ハラスメント防止条例（案）の職員の定義については、案のとおりと決定した。</p> <p>⑥浦添市議会ハラスメント防止条例（案）について、今回出た意見をまとめ、再度正副委員長で作成する。</p> <p>⑦ハラスメント調査対策特別委員会用の各委員のファイルを作成すること。</p> <p>以上の事項が協議された。</p>
<p>第 7 回</p>	<p>11 月 29 日</p>	<p>①ハラスメントの定義にパタハラを入れる。表現方法については正副委員長一任となった。</p> <p>②浦添市議会ハラスメント防止条例（案）は、第三者委員等案の方向で進めていくこととなった。また、議員が苦情処理委員会の委員として入ることについては、審査に影響があるため、次回に持ち越しすることとなった。</p> <p>③浦添市議会ハラスメント防止条例を先に定め、規則等や予算については今後の検討課題とする。</p> <p>④苦情処理委員会の構成については、規則等で定めることとなった。</p> <p>⑤議員によるハラスメント行為が確認された場合は、公表する方向で進める。</p> <p>以上の事項が協議された。</p>
<p>第 8 回</p>	<p>12 月 18 日</p>	<p>①事務局より浦添市議会ハラスメント防止条例（案）に係る文言の追加及び修正について説明された後、協議が行われた。その後、採決を行い、採決の結果、浦添市議会ハラスメント防止条例（案）については、全会一致で原案のとおり可決された。</p> <p>また、浦添市議会ハラスメント防止条例（案）は、委員会提出議案で提出することと決定された。</p> <p>②浦添市議会ハラスメント防止条例に関する規則については、来年 2 月の選挙以降に協議を行い、3 月定例会で規則を定める方向となった。</p> <p>以上の事項が協議された。</p>

第 9 回	令和 7年 2 月 27 日	<p>①浦添市議会ハラスメント防止条例施行規則（案）について、内容の確認が行われ決定された。</p> <p>②ハラスメント調査対策特別委員会の「議会におけるハラスメント調査対策に関する報告書（案）」について、内容等の確認が行われ決定された。</p> <p>③次回の本特別委員会において、浦添市議会ハラスメント防止条例施行規則（案）及び「議会におけるハラスメント調査対策に関する報告書（案）」の採決を諮ることが決定された。</p> <p>以上の事項が協議された。</p>
第 10 回	3 月 7 日	<p>浦添市議会ハラスメント防止条例施行規則（案）に係る文言の一部削除について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、修正案のとおり可決された。</p> <p>ハラスメント調査対策特別委員会の「議会におけるハラスメント調査対策に関する報告書（案）」に係る文言の一部追加について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、修正案のとおり可決された。</p> <p>また、当該報告書を市のホームページに掲載すること及び議会におけるハラスメントの調査対策について協議するためのハラスメント調査対策特別委員会の終了が決定された。</p>

### 3. 本特別委員会の審査の経過及び結果

これまで、合計 10 回の特別委員会を開催し、さまざまな協議を行ってきた。

令和 6 年 12 月 18 日 第 8 回の会議にて、浦添市議会ハラスメント防止条例（案）がまとまったことから、第 211 回 12 月定例会において、委員会提出議案として浦添市議会ハラスメント防止条例（案）を提出した。

慎重なる審議の結果、定例会最終日に可決し、令和 6 年 12 月 26 日に浦添市議会ハラスメント防止条例（別紙添付）が公布されている。

また、令和 7 年 3 月 7 日 第 10 回の会議にて、浦添市議会ハラスメント防止条例施行規則（案）及び議会におけるハラスメント調査対策に関する報告書（案）について決定された。

以上、本特別委員会におけるこれまでの審査の経過及び結果である。

なお、令和 6 年 1 月 16 日～1 月 17 日まで、埼玉県川越市議会にて、川越市議会ハラスメント根絶条例について委員会視察及び令和 6 年 4 月 19 日に浦添市議会議員に対して有識者によるハラスメント研修を実施した。

### 4. 結びに

最後に、浦添市議会ハラスメント防止条例の施行により、本市議会におけるハラ

メントの防止及び排除が図られ、もって健全で信頼される議会活動の実現に資することを切望し、ハラスメント調査対策特別委員会の報告とする。

## 浦添市議会ハラスメント防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、浦添市議会（以下「議会」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに関する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定め、もって健全で信頼される議会活動の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 議会活動 定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び浦添市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）第165条に規定する協議又は調整を行うための場における活動並びに会派による活動並びにそれらに付随する活動をいう。

(2) ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア パワー・ハラスメント 地位や人間関係等の優位性を背景に、精神的又は身体的苦痛を与える言動をいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント又はケア・ハラスメント） 職員の妊娠、出産又は職員の妊娠、出産、育児、介護に関する制度若しくは措置の利用に関して合理的な理由のない否定的な言動をいう。

エ その他のハラスメント 前アからウまでに掲げる言動以外のもので、精神的又は身体的苦痛を与える言動に類する行為をいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

### (適用範囲)

第3条 この条例は、議員と職員との間又は議員間において生じたハラスメントに関する問題について適用する。

### (議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが職員の尊厳を不当に傷つけることにより、労働意欲を著しく低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚するとともに職員の人格を尊重しつつ、ハラスメン

トの防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが議員の尊厳を不当に傷つけることにより、議員としての活動意欲を著しく低下させ、及び執務環境を害するものであること並びに議員同士が政務遂行上の対等な立場にあることを自覚するとともに議員の人格を尊重しつつ、ハラスメントの防止に努めなければならない。
- 3 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。
- 4 議員は、他の議員から職員に対するハラスメント又は議員間のハラスメントに該当する行為があると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努める。

(議長の責務)

第5条 議長は、健全な議会活動が行えるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議長は、職員又は議員（以下「職員等」という。）に、ハラスメントを起因とする問題が生じた場合は、当該問題を解決するため、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(苦情相談窓口の設置)

第6条 議長は、苦情相談を受ける相談窓口をハラスメントに関して見識のある外部の第三者である専門機関（以下「第三者専門機関」という。）に委託し、設置することができる。

(苦情相談の申出及び報告)

第7条 議員によりハラスメントを受けた職員等は、議長又は第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を書面又は口頭により行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

- 2 議員による職員又は他の議員に対するハラスメントを目撃した職員等は、ハラスメントを受けた当該職員等の同意が得られたものについて、議長又は第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を書面又は口頭により行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。
- 3 第三者専門機関は、当該第三者専門機関が受けた職員等の苦情相談について、別に締結する委託契約に基づいて報告書を作成し、当該職員等の同意が得られたものについて、議長に報告するものとする。

(苦情相談の対応)

第8条 議長は、前条に規定する苦情相談の申出又は報告を受けた場合において、公正かつ適正に対処するため、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うことができる。

(苦情処理委員会)

第9条 議長は、第7条に規定する苦情相談の申出又は報告を受けた場合において、ハラスメントに関する苦情を調査審議し、公平な処理をするため、浦添市ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(苦情相談の処理)

第10条 議長は、委員会の調査報告の結果、議員によるハラスメント行為が確認された場合は、当該ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意その他必要な措置を講じるとともに、その結果について苦情相談を行った者に報告しなければならない。

(公表及び措置等)

第11条 議長は、委員会の調査報告の結果、議員によるハラスメント行為が確認された場合は、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

(議長の職務代行)

第12条 議長がハラスメントに関する問題の当事者である場合は、副議長が、議長及び副議長が共に問題の当事者である場合は、当該ハラスメントの当事者に当たらない議員のうち最も年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(苦情相談の処理体制)

第13条 この条例に規定する議長の職務について、副議長は議長を補佐する。

2 議会事務局職員は、議長に対する苦情相談の窓口の役割を果たすとともに、議長の指示に従い、事実関係の確認及び確認に基づく対応に関する事務を行うものとする。

(研修等)

第14条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し、必要な研修等の実施に努めるものとする。

(プライバシーの保護等)

第15条 ハラスメントに関する苦情相談を担当する議長及び委員会の構成員等は、関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

2 ハラスメントに関する苦情相談を担当する議長及び委員会の構成員等は、苦情相

談で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(継続的な検討)

第16条 議会は、この条例の定める事項について、検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 浦添市議会ハラスメント防止条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、浦添市議会ハラスメント防止条例（令和6年条例第45号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (苦情相談の申出)

第2条 条例第7条第1項又は同条第2項に規定するハラスメントに関する苦情相談は、浦添市ハラスメント相談票（様式）又は口頭により、議長又は第三者専門機関に申出を行うものとする。

### (委員会の所掌事項)

第3条 浦添市ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。
- (2) ハラスメントに係る対応に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。
- (4) その他のハラスメントに関し、議長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて、議員、職員その他苦情相談に関係する者に対して聴取及び事実の確認を行うことができる。

3 委員会は、調査審議を終えたときはその内容をまとめ、議長に報告するものとする。

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、議長が委嘱する次に掲げる委員8名以内をもって組織する。

- (1) 弁護士 1名
- (2) 社会保険労務士 1名
- (3) 学識経験を有する者 1名
- (4) 議会運営委員会 委員長 1名
- (5) 総務部長 1名
- (6) 議会事務局長 1名
- (7) 議長が適当であると認める者 2名

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

4 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 5 委員は、自己若しくはその親族又は委員会が当該委員と利害関係を有すると認められた者がハラスメントの当事者である場合は、その議事に参与することができない。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 6 前項の互選の場合には、議会事務局長が委員長の職務を行う。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、当該委員会を構成する委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(公表)

第8条 条例第11条の規定による公表は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式（第2条関係）

提出日 年 月 日

浦添市ハラスメント相談票

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※ 次の質問項目を記入の上、議長又は第三者専門機関に提出してください。答えにくい事項は、記入しなくても構いません。

- 1 何が行われましたか。（問題とされる言動をできるだけ簡潔に詳しく書いてください。また、その言動が原因と考えられる何らかの身体的な不調等があれば、そのことも記入をお願いします。）
- 2 誰が関与していましたか。また、目撃者、証人等はいいますか。
- 3 どこで行われましたか。
- 4 いつ行われましたか。それは1回でしたか。それとも今でも続いていますか。
- 5 あなたは、その言動に対し、何らかの対応を取りましたか。（取った場合には、その内容を書いてください。）
- 6 このことを誰かに相談しましたか。（よろしければ相談した人の所属氏名又は間柄を書いてください。）
- 7 あなたは、議長又は市が委託する相談窓口（第三者専門機関）にどのような対応をしてもらいたいですか。
- 8 浦添市議会ハラスメント防止条例（令和6年条例第45号）第7条第2項に該当する場合は、本相談票の提出について、ハラスメントを受けた職員又は議員の同意は得られていますか。

受付日 年 月 日

受付者氏名 \_\_\_\_\_